

秋田市高校生就職支援講座開催業務委託仕様書

1 目的

市内高校生を対象とした就職支援講座を開催し、就職や雇用情勢の理解、職業意識の醸成を行い、地元就職の促進や早期離職の抑制を図るもの

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

3 講座概要および開催日程等

(1) 講座概要

講座	高校1年生就職支援講座	高校2年生就職支援講座	高校3年生就職支援講座
期間	10月22日～2月6日	10月16日～2月5日	7月22日～8月8日
時間	1講座当たり2時間程度		1講座当たり6時間程度(昼休1時間含)
会場	当課で指定する場所（学校、公共施設等）		
概要	早い時期から社会や地元の仕事について考える機会を設けることにより、働くことについての意識を醸成する。 また、適正な進路選択につなげる。	職業意識の啓発や、自己の職業適性の把握を行う機会を設けることにより、働き続けるための心構えを養う。 また、雇用のミスマッチによる早期離職の抑制や、地元就職の促進を図る。	自己分析、企業が求める人材の育成など就職活動上必要なスキルの習得を行うとともに、県内の就職・雇用情勢や、秋田市の魅力を理解し地元就職の促進につなげる。 また、生徒が希望する職業への就職決定や、早期離職の抑制を図る。
内容 (下線部は重要項目)	講義形式およびグループワーク等 (1) 将来の「なりたい自分」、「自分には何ができるのか」について (2) 職業意識の醸成について (3) <u>県内就職の状況について</u> (4) <u>地元就職の促進とAターンについて</u> (5) その他	講義形式およびグループワーク等 (1) 自分が「就く仕事」、自分の適性について (2) 働き続けるために必要なことについて (3) <u>早期離職抑制・職場定着につながる意識啓発について</u> (4) <u>地元就職の促進とAターンについて</u> (5) その他	講義およびグループワーク、ロールプレイング等 (1) <u>地元就職の促進とAターンについて</u> (2) 学生と社会人の違い(働くことの意味、会社が求める人材等) (3) 基本的マナーの習得(姿勢、身だしなみ、挨拶・敬語等) (4) 対人能力の向上(接遇の基本、コミュニケーション能力等) (5) <u>面接での自己PRの方法(話のまとめかた、印象に残る話し方等、自己分析)</u> (6) <u>面接ロールプレイング(入室から退室までの一連の流れ、面接内容等)</u> (7) <u>早期離職抑制・職場定着につながる意識啓発</u> (8) ウェブ面接への対応について (9) その他
	※1年生から2年生へ内容がレベルアップするものとし、両者の講座内容の違いをはっきりさせること ※秋田市で働く先輩社会人を取材し、インタビュー記事をテキストに掲載すること		

(2) 講座開催日程等

ア 高校3年生就職支援講座

	高校	開催日時	時間	生徒数	講師・スタッフ配置人数
1	聖霊学園高等学校	令和6年7月22日(月)	9:00～15:00	2人	1人
2	秋田公立美術大学附属高等学院	令和6年7月23日(火)	8:50～14:50	6人	1人
3	秋田県立新屋高等学校	令和6年7月24日(水)	9:00～15:00	30人	2人
4	秋田県立秋田明德館高等学校	令和6年7月25日(木)	9:00～15:00	40人	2人
5	秋田県立秋田工業高等学校	令和6年7月30日(火)	9:00～15:00	34人	2人
6		〃	9:00～15:00	34人	2人
7		令和6年7月31日(水)	9:00～15:00	34人	2人
8		〃	9:00～15:00	34人	2人
9		令和6年8月1日(木)	9:00～15:00	33人	2人
10		〃	9:00～15:00	33人	2人
11	秋田令和高等学校	令和6年7月30日(火)	9:30～15:30	43人	2人
12		令和6年8月1日(木)	9:30～15:30	42人	2人
13	国学館高等学校	令和6年7月31日(水)	9:00～15:00	25人	2人
14	秋田県立秋田北高等学校	令和6年8月2日(金)	9:00～15:00	6人	1人
15	秋田市立秋田商業高等学校	令和6年8月7日(水)	9:00～15:00	35人	2人
16		令和6年8月8日(木)	9:00～15:00	35人	2人
合計	9校、10日間、16講座			466人	

イ 高校2年生就職支援講座

	高校	開催日時	時間	生徒数	講師・スタッフ配置人数
1	秋田公立美術大学附属高等学院	令和6年10月16日(水)	13:20～15:10	24人	1人
2	国学館高等学校	令和6年11月20日(水)	13:10～15:00	25人	1人
3	聖霊学園高等学校	令和6年12月24日(火)	9:00～11:00	5人	1人
4	秋田県立新屋高等学校	令和6年12月25日(水)	9:15～11:15	155人	4人
5	秋田令和高等学校	令和7年1月22日(水)	13:25～15:15	75人	2人
6	秋田市立秋田商業高等学校	令和7年2月5日(水)	14:30～15:20	222人	4人
合計	6校、6日間、6講座			506人	

ウ 高校1年生就職支援講座

	高校	開催日時	時間	生徒数	講師・スタッフ配置人数
1	秋田市立御所野学院高等学校	令和6年10月22日(火)	9:50～11:50	79人	2人
2	秋田公立美術大学附属高等学院	令和6年10月23日(水)	13:20～15:10	31人	1人
3	秋田市立秋田商業高等学校	令和6年11月6日(水)	13:30～15:20	212人	4人
4	秋田県立金足農業高等学校	令和6年11月13日(水)	10:55～12:45	175人	4人
5	聖霊学園高等学校	令和6年12月23日(月)	9:00～11:00	10人	1人
6	秋田令和高等学校	令和7年1月15日(水)	13:25～15:15	240人	4人
7	秋田県立新屋高等学校	令和7年1月17日(金)	13:20～15:10	160人	4人
8	国学館高等学校	令和7年1月22日(水)	13:10～15:00	25人	1人
9	秋田県立秋田工業高等学校	令和7年2月6日(木)	9:00～10:50	35人	1人
10		〃	9:00～10:50	35人	1人
11		〃	9:00～10:50	35人	1人
12		〃	13:35～15:25	35人	1人
13		〃	13:35～15:25	35人	1人
14		〃	13:35～15:25	35人	1人
合計	9校、9日間、14講座			1,142人	

スタッフ1名を追加で配置すること

スタッフ1名を追加で配置すること

合計36講座 参加者合計2,114名 参加校11校

※実施校等の事情により、日程・人数等の変更又は中止となる場合がある。

4 業務内容

(1) 講座の開催

ア 原則、対面で実施することとする。

イ 講師・スタッフの配置人数は、以下(ア)、(イ)を基準とし、3(2)講座開催日程等のおりとする。

(ア) 3年生講座 生徒数15人までは1人以上、16人から50人までは2人以上、51人から100人までは3人以上、101人以上は4人以上

(イ) 1、2年生講座 生徒数40人までは1人以上、41人から80人までは2人以上、81人から120人までは3人以上、121人以上は4人以上

ウ 講座では受託者が作成したテキストを配布することとし、その内容については、市担当者の校正を必要とする。

エ テキストには、3(1)の各学年の講座内容を盛り込み、学年が上がるごとにレベルアップされた内容とすること。

オ テキストに係る権利は受託者に帰属するものとし、本業務以外に権利者の許諾を要する利用をしようとするときは、担当課所室と受託者で別途協議するものとする。

カ 講座開始前に実施に当たり必要な事前調整や打合せを本市の担当者および学校側と十分に行うこととする。

キ 1、2年生講座では、時間内において、市の事業説明等を市側の進行により15分程度実施する場合がある。

(2) 受講アンケートの実施

アンケート調査票を作成し、各講座修了時、受講生（無記名）および高校教諭へのアンケートを行い、調査結果のとりまとめ等を行う。アンケート内容は、概ね次の設問をベースに調整する。

ア 講座の感想（役に立ったか、理解できたか、講師の説明はわかりやすかったか等）

イ 就職活動の準備で大切なことは何か（3年生のみ）

ウ 受講しての「進路」（1年生）・「働くこと」（2年生、3年生）への意識の変化

エ 今後受講してみたい講座内容

オ その他、生徒と教諭の就職に対する意識の違いを分析できるような設問を工夫して設けること。

(3) 完了報告書の提出

各学年ごとの講座が完了したときは、業務完了報告書（開催報告（講座ごとの日時、会場、参加人数、担当講師等を一覧にまとめること）、アンケー

ト結果のまとめ、当日配付資料、開催状況の写真、講座進行上の工夫、講師所感等）を提出すること。

5 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託について

ア 受託者は、業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、受託業務の一部を再委託することができるが、その場合は書面により市の承認を受けること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

7 その他

(1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。

(2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。

(4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。

(5) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。